

# 受動喫煙対策の強化について

## 受動喫煙対策の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

上記以外の施設\*

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所等

\*いわゆる「シガーバー」などの喫煙を主目的とする施設は除く

\*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）  
経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨の掲示することにより、店内で喫煙可能



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、  
①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ  
②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

経営判断等

【経過措置】

既存の経営規模の小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

## 改正健康増進法の概要(受動喫煙対策関係)

### 第一種施設

対象施設: 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等

喫煙禁止場所: 特定屋外喫煙場所以外の場所  
(屋内喫煙場の設置は不可)

#### 特定屋外喫煙場の要件

- ① パーテーションや線を引くことにより、区画されていること
- ② 喫煙可能場所であることがわかる標識を掲示していること
- ③ 喫煙のために以外には通常立ち入らない屋外の場所に設置していること

### 第二種施設

対象施設: 2人以上の者が利用する施設のうち、第一種施設・喫煙目的施設以外の施設

喫煙禁止場所: 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室以外の屋内の場所

#### 喫煙可能室を設置可能な施設(既存特定飲食提供施設)の要件

- ① 2020年4月1日時点で、営業をしている飲食店、喫茶店等
  - ② 個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下)
  - ③ 客席面積100㎡以下
- ※設置届あり・①～③証明書類の保存必要

### 喫煙目的施設

対象施設:

- ① 公衆喫煙所
  - ② たばこの対面販売等を行い喫煙を主たる目的とするバー、スナック等
  - ③ 店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ※②、③はたばこ販売許可の保存が必要

喫煙禁止場所: 喫煙目的室以外の屋内の場所

### その他の法令義務等

- ・宿泊施設や入所施設の個室等は法規制の適用除外となること
- ・喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮すること
- ・紛らわしい標識の掲示や標識の汚損をしないこと
- ・喫煙禁止場所で喫煙する者に対して、喫煙の中止等を求めるよう努めること
- ・喫煙禁止場所に灰皿等を設置してはならないこと
- ・従業員の望まない受動喫煙を防止するための措置をとるよう努めること
- ・義務違反時には指導・命令・罰則等が適用される場合があること

### 各喫煙室

名称	設置可能な者	設置範囲	内部での飲食	広告
喫煙専用室	一般事業者	施設の一部	不可	-
喫煙可能室	既存特定飲食提供施設	施設の全部/一部	可	明記
加熱式たばこ専用喫煙室	一般事業者	施設の一部	可	明記
喫煙目的室	たばこ販売店等	施設の全部/一部	可	明記

#### 各喫煙室共通の設置要件等

- ① 出入口において、室外から室内に流入する気流が0.2m/s以上であること
- ② 壁、天井等で区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
- ④ 各喫煙室及び各喫煙室設置施設の出入口の標識設置
- ⑤ 20歳未満の立入は禁止



2020年4月から飲食店やオフィスなど、様々な施設でスタート!